

Title	ラスキイ氏の國家論
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎(Tanaka, Suiichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1923
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.2, No.1 (1923. 3) ,p.1- 20
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19230318-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19230318-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 法學研究

第二卷 第一號

## ラアスキイ氏の國家論

田中萃一郎

若し英國の學界に於ける新進の政治學に關する學者三人を擧げよと云はゞ誰も躊躇する處なくコオル、マツキイヴ、ラアスキイの三氏を數へるであらう。三氏の所論は互に因となり果となつて新思想を代表して居る。それで自分は先づラアスキイ氏の説から研究を始めて見やうと思つて氏の著述三種を一讀した。最新の『主權基礎論其他』は九種の論文を集めたもので多少種々の方面から國家を論じては居るが處女作の『主權問題研究』も次の『近世國家權力論』も共に主權の研究に重きを置いて居る。即ち國家が多元的であつて主權の單一性不可分性を是認し難いことを主張したものである。であるから今日迄の處では『ラアスキイ氏の主權論』と題した方

が奪ろ適當であると思はぬでも無いが、併し、『主權問題研究』の序文に於てラアスキイ氏は「この書を手始として自分は國家の理論を種々の方面から論究せようと思ふ。その出發點は國家の理論では主權の問題が根本であると云ふ信仰に在て存するので、主權の概念に照して見て初めて満足し得可き態度を執り得るのである」と云ふて居るので氏は續々種々の方面から論究を國家の上に加へて行かれるであらう。而して氏は社會學者たるマツキイヴ氏、經濟學者たるコオル氏と異り、其所論が純然たる政治學者の立場に重きを置いてあるやうに認めらるゝから氏の新研究の出ると共に論評を加へて見度い、それで表題も主權論と限局せずして國家論と廣く領域を擴げて置いたのである。

## 一

『主權問題研究』は一九一七年三月の出版で第一章に於て國家の主權を概論し第二章に於ては蘇格蘭の國教が一八四三年に兩分してチャウマアズ博士の一派が牧師の排斥權を主張して自由教會を組織した當時の理論を明にし、第三章に於ては自由黨のグレイ内閣が愛蘭の國教と云ふのは愛蘭人多數の信奉して居らぬ監

舊教會の改革を試み僧正職を廢止し教會財産を沒收せんとした際國家の教會干渉を憤れる人々が牛津運動を開始した事情を説き、第四章に於ては一八五〇年にウエストミンスタアの大僧正職、置かれ國家と主權を争はんことを思ふ舊教の前世紀に於て大に英國に於て復活し來れることを指摘し、その末文に於ては『國王の權利の既にその時代を了れるが如く國家の主權も過去のものとならん、國家の主權は政治上の大衝突に際して鍛えられる利劍に過ぎず、その向ふ所無敵なりしもより新なる兵器には敵す可くもあらず。吾人は整理改造の時代に生息せるより如何なる學理も不朽を望み難し』と如何にも流行改造論者の喜びさうなことを云ふて居る。第五章に於ては舊教の復活と民族主義の擡頭とが第十九世紀史上の二大根本的事實であるとして、舊教復活に學理的根據を與へた佛國革命後反動時代の政治學者ドメエトルの學説と、民族主義の思潮に掉して獨逸の統一を遂げ勢に乗じて復活せる舊教に對してクルツァ・カンフを敢てせる古今獨歩の經世家ビスマアクの千慮の一失とを對照し、附録に『主權と聯邦制度』と『主權と中央集權』との二小篇が添えてある。であるからこの書は全く事實上から國家と教會との關係を

闡明して國家の主權の絶對權威を否認したものと云ふて可い。

一九一九年三月出版の『近世國家論』も本文は同じく五章で、第一章は十節に分て近世國家の權力を論じ第五章は一九〇九年前後に佛國に於て盛んに利害可否の論議のあつたサンヂカリズムの官僚的方面即ち行政組合主義を紹介し、中間三章に於てはボナアルド、ラムネイ、ロワイヤ・コラル三人の學說を詳細に述べてある。ボナアルドは大革命當時外國に亡命した佛國の貴族で人權に反對して神權を唱道し、理性の主權に反抗して信仰の主權を主張し、第十八世紀の懷疑哲學、啓蒙思想を唾棄して神を以て終始せる哲學を説いたのである。文明社會とは宗教と云ふのは即ち舊教の政治的局面であるとしてボナアルドは反動時代の學者と共に傳統主義を鼓吹した、それでラアスキイ氏はボナアルド評論の序を以て傳説主義を復活したブルヌチエル、ブウルジュエ兩氏に就ても紹介を試みて居る。ラムネイは復古時代に佛國に現れた越山派の一領袖で一八一七年の末に『宗教不振論』を公にした際は數ヶ月にして四萬部を賣も盡し忽ちに佛國第一流の神學者として認められた。それでラムネイは越山派の領袖として宗教に對する俗界國家の干涉を攻撃

し教會の自由の爲に奮闘したが而もこの自由主義の爲に結局羅馬法皇と絶つに至つたのである。ロワイヤ・コラルはボナアルドと同時代の人でナポレオンの盛時には政界から退隠してソルボンヌで哲學の講義をして居つたが復古後は暫らく下院議長になつたこともある。誠意誠心に充ちた能辯家で舊制時代でも革命時代でも専制は共に容認す可きもので無い、一八一四年の欽定憲法に由て初めて自由の擁護が可能であると説いた。換言すればロワイヤ・コラルの學說の中樞には主權存在の否定があるどラアスキ氏は説いて居る。故にロワイヤ・コラルの章と最後の章とは例外ではるが大體『近世國家權力論』は學理上から國家と教會との關係を闡明して國家の主權の絶對權威を否認したものと云ふて可い。

なほ『主權基礎論其他』のうちに收めたマツキルウン編『ジエエムス第一世政書』の評論も國家教會關係の問題に觸れて居る處が少く無い。一體この問題は原始社會から上古社會を支配して居つた宗教信仰の權威が衰へ始めると何處にも現はれるもので中古の社會に特有である。歐洲中古の歴史上から若しこの繫争案件を除いたならば剩す處は殆んど零碎なものに過ぎぬであらう。我國の江戸時代もこ

の點から見れば歐羅巴の近世殊に三十年戰役の中葉以來と比較す可きもので無くて寧ろその以前から溯て中古に比擬す可きであらう。踏繪や宗門改帳の制度で辛うして天主教徒に對して國家の權力を表面上維持して居つた事實は能く之を示すものである。宗教上絶對の自由を認むる近代思想は決して無理解に無反省に手易く是認せられ得るもので無いから、明治二十年代には定冠詞の着いた宗教が我が國體と相容れぬと云ふ説が滔々として日本の教育界を風靡したこともある。而して大正の日本人はこの説に由て虐待された英米宣教師の同類の宣傳熾なるが爲、今日西隣大陸に於て頗る迷惑を感じて居り、更に最近には羅馬法皇政府との間に使臣を交換しやうとするに方て佛教徒の間に熾に反對運動が起つて居る、その反對の眞意は各宗管長の上席に羅馬法皇の使節が着席されては我慢が出来ぬと云ふのであるさうな、中古思想から云ふたならばそれは大變なことであらう。兎に角歐羅巴でも前世紀以來中古思想が復活し來たので我國にのみ之を責めやうと云ふのでは無い。要はラフスキイ氏の如く國家對教會の關係から國家主權の制限を説くのが正しいか如何かと云ふ問題に歸着するのである。

ラスキイ氏も獨逸のクルツァ・カンブには一寸論及して居るが、中古の神聖羅馬皇帝ハインリヒ第四世のやうに吹雪を冒して露頭跣足カノッサに羅馬法皇を訪問して哀訴歎願するやうなことはせぬと傲語したビスマアクも結局舊教徒征伐の法律を廢止せねばなら無くなつた。のみならず一八九五年以來就中一九一七年以來と云ふもの舊教徒の政黨である中央黨を無視しては獨逸の政治は出來無くなつた。であるからクルツァ・カンブはビスマアクの千慮の一失であつたと云ふたのであるが、歐羅巴の政治史上に於てなほ一層世人の耳目に新なのは佛國に於ける急進派の對教會政策の失敗である。ラスキイ氏の三書を通じてこの點に就ては一言をも費して無いから、その經過を簡單に述べて見やう。元來佛國は宗教改革の當時國內亂麻の如き勢を呈し結局舊教國のうちに數へらるることになつたがガリガニズムと云ふ羅馬法皇に反抗した國教主義の勢力があつた。ナポレオンが出でて大革命の副産物のうち最も痛切に革命運動の挫折に功のあつた宗教界の無秩序を矯正し、羅馬法皇と協約を締結して佛國の舊教々會を中央集權制度のうちに入れた。その後却て佛國の舊教徒のうちには上述のラムネイのやうに

越山派に傾いたものもあつたが二月革命で教會の自由が確認され第二帝政に際して舊教が國家の庇護を受けてから、舊教僧侶の青年教育の上に及ばず感化は悔り難きものとなつた。而して第三共和國體樹立以來所謂僧侶派は王政黨や帝政黨と結託して共和政治に反對したので、ドレフュヌス事件の局面轉換と共に共和國體の擁護に熱心な急進派は教會征伐の大旗を押し立て先づ修道院を禁止し次で之に關係せるものを教育界から驅逐し、他に外交上の理由もあつて一九〇四年には羅馬法皇廷駐劄の大使を召還し、一九〇五年にはナポレオンの協約を破棄して政教分離法を制定し中央并に地方政府の豫算から宗教費の一款を削除し僧侶に俸給を支出せぬことになつた。而も羅馬法皇政府はこの分離法の實施に抵抗したので當初議會に於てその成立に努力したが爲手腕を認められて一躍政界に重きを爲したブリアン氏も一九〇九年に内閣議長となるや分離法の實施に方ては慰撫寛和の政策を執ることになり、更に最近に至てヴチカノ宮廷との外交上關係復活の議が起り、一九二一年の末に急進派は上院に據て最後の抵抗を試みたが内閣議長が之を信任問題としたが爲少數で敗北した。而してその時の内閣議長も

ブリアン氏であつた。佛國に於ける急進派の教會征伐政策は如何に曲解しても成功とは云はれ無い。

扱かゝる事實と『近世國家權力論』に紹介して居る學說とに由てラアスキイ氏は國家主權の絶對性を否認して居るがそれが果して肯定さる可きであらうか。英國の議會は男を女に爲し、女を男に爲すことは出來ぬがその他のことなら何事をも爲し得ると云ふことは英國議會の主權を説明した格言として人口に膾炙して居るが、併し憲法の修正でも何でも普通法案審議の形式で之を敢行し得る英國の議會と雖も事の天則に違反せざるものは如何なる法律をも制定し得るのでは無い。或は之を制定しても社會の實際に照して無理があれば徒法に屬して仕舞ふのである。蓋、正義即ち是れ政府の基礎であつて不正なことは國家の主權を以てするも之を勵行することは出來無い。例へば佛國の政教分離法には無理がある、教會が若し治安に妨碍を爲すならば國家として當然之を取締り得るが、併し從來國家の一機關であつた僧侶の俸給仕拂を停止して而もその舉止に特別の監督を加へ、僧侶の邸宅教會の什器等を沒收せんとしたればこそ信者の反抗を招いて慰撫寛

和の政策を必要とするに至つたのである。蓋し國家の主權は國家當然の活動範圍に於ては絶對性を有して居るので、治安の維持、外寇の捍禦、生命財産の保護、臣民自由の擁護等に關しては何等制限の加へらる可き理由が無い。國家の主權は絶對性を有すると共に單一性を見へて居るので國家は飽く迄も一元的であらねばならぬ。

但し佛國に於ける政教分離法實施の困難は羅馬法皇政府との軋轢と互に因となり果となつたので、時恰かも羅馬法皇廷へ使節駐劄の問題もあるので、法皇廷の性質に就ても一言せねばならぬ。法皇廷は中古以來儼然たる歐洲の一國家で一八六〇年までは長靴半島四大國中の一であつた。一八七一年に羅馬市を伊太利王國に奪はれてもなほ市内のプチカノ宮、ラテラノ宮并にガンドルフオ城の避暑山莊を支配して居る。之に對する主權は固より保證せられて居つて隨て、列國からもプチカノ宮に使節が派遣せられて居る。而して法皇政府と伊太利王國政府とは一八七一年以來未だ和解せず反目の状態を繼續して居るので列國は同一羅馬市にプチカノ宮駐劄の使節とキリナル宮駐劄の使節とを別々に派遣して居る。

それでワチカノ宮とは是迄も日本皇室との間に使節の交換もあつたので今更使節駐割の議を見合はずと云ふのは面白く無い。羅馬法皇は領内に主權を有するから逆、大日本帝國内に於ける天主教徒公教會に對して我が天皇陛下と等しい主權を有して居るとは云はれ無い。但し軍人宣誓拒絶事件の如きが續々起り來らば如何と云ふ疑問もあるかも知らぬが、自分は主權の完全に行はるる國家ではコンシエンシヤス・オブジエクタアの如きは斷じて之を處罰するのみであると答へ度い。英國が之を處罰し得ぬのは英國の國家思想に欠陥がある爲であると斷言して差支無い。

## 二

教會に次て國家の對抗者として最も多くラアスキイ氏の腦裡を徂徠してゐるのは勞働組合である。英國の勞働組合を理解するにはタフ・ジェル事件とオスボオン事件との研究から取掛るのが便宜である。今ウエップ氏夫妻の『勞働組合運動史』に従へば勞働組合の積立金に對しては損害賠償の訴訟を起すことが出來無いことになつて居つた、奇妙なことではあるが何人も是は一八七一年乃至七六年の法律を

以て與へられた權利であると解して居つた、ところが三十年間異論の無かつたものを一九〇一年に判事等はそれは議會決議の精神で無いと判決したので法曹界も労働組合も一驚を喫した。初め一九〇〇年に南ウヰェルズのタッフ・ヰェル鐵道會社の従業員の間にも同盟罷業が起つて罷業者の側には不法行為に出るものもあつた。それで會社の支配人は不法行為に出でた従業員を訴へずして鐵道従業者聯合組合に對して損害賠償の訴訟を起した。上告又上告最後に大審院たる貴族院は労働組合は公認の法人では無いがその理事者の行為に基けりと主張さるる損害の爲法人の資格に於て起訴され得可きものであるとて損害賠償金二萬三千磅訴訟入費金四萬二千磅の支拂を鐵道従業者聯合組合に命じた。この判決は労働組合の間に大恐慌を招來し而して資本家はこの機に乗じて組合を粉砕しやうとしたので労働組合運動は衰退し同盟罷工は忽ち半減するに至つた。併し反面から見ればこの判決のあつたが爲労働階級も政治的に覺醒し新興の労働黨は一年とその勢力を加へ一九〇六年の總選舉には遂に下院の一角を占むるに至つたのである。

是はウエップ氏夫妻のタフ・ジュエル事件記述の要點であるが、ハアンシヤウ教授の『岐路に立てる民主政治』のうちには岐路の一として労働黨の局部主義を非難するの條に於て左の如く記して居る。一九〇〇年の八月にタフ・ジュエル鐵道で労働組合幹部の承認なく同盟罷工を企てて暴行を試みたものがあつた。會社は同盟罷工の繼續中損害を受けたので鐵道従業者聯合組合は組合員の與へたる損害に對して賠償の責任あり逆之を起訴した。第一審では會社側の勝利となつたが第二審では労働組合は法人で無いからその登記稱號に於て起訴され得無いとて労働組合側の勝利となつた。然るに貴族院では衡平法上の理由により大法官の言葉をその儘に引用すれば『若し立法議會が財産を所有し使用人を雇使し損害を與へ得るものを創設したりとせば、即ち之にその權力と取計とに由て故意に爲されたる損害に對し裁判所に起訴され得る程の權能を暗に附與したるものと認めねばならぬ』と云ふて會社側の勝訴となつたのである。ウエップ夫妻は三十年來労働組合は會て損害賠償の訴を受けたことは無かつたと云ふ點に重きを置いて居るが、併し間違つた先例には何等の權威も無いので、ハウルスベリイ卿の衡平法上の

主張は理路井然たるものである。唯ハアンシヤウ教授も云ふてる通りこの判決の結果労働組合が相次で倒産して仕舞ふのは喜ぶ可きことで無いので、それで労働組合を法人として公認すること、組合理事者の懲戒權を強むること、第三組合員の無責任なる行爲に對し組合財産を保護することの三點を主眼として法律を制定するの必要が生じて來た。

それで一九〇三年に労働組合に關する法律を如何にす可きやの問題を審議するが爲勸選委員會が設けられこの委員會は一九〇六年の初に労働組合は自身の行爲に對して責任を負ふ可きものであると報告した。自由黨内閣は大體この委員會の報告に準様して同年三月二十八日に労働組合并に労働争議取締法案を提出した。法案の要點は労働組合理事者と没交渉なる組合員の暴行に對し組合の責任を解除せんとするに在つて『労働争議に關聯せる私犯的行爲も理事者又はその權力の下に立てるものによりて實行されたる場合の外』労働組合に損害賠償の義務なきものとすと規定してあつた。労働運動の先覺者たるトオマス・バート氏の如きも『私見を以てすれば労働組合の代理人が理事會の命令の下に行動する場

合、進んで代理人の行爲に對して責任を負ふことを辭せざる可し」と明言した。併しこの年の總選舉に大勝を博して議會の一角を占めた労働黨はこの政府案に満足せず、同黨代議士ハドソン氏は三月三十日に組合員の私犯的行爲に對して全然労働組合の責任を解除し且労働爭議に關聯して共謀することあるも労働組合は普通法により問はるることなき旨を規定して別個の法案を提出した。その第二讀會に際して首相バンナマアンは政府案を棄つる弊履の如く之に賛成したので、政府案はハドソン案の主旨に基いて修正を加へられ十一月九日分班を用ゐずして下院を通過し上院も之に反對する時は總選舉に方て在野黨に不利を與へんことを恐れ不本意ながら協賛を與へた。是が即ちエドワード第七世の第六年法律第四十七號である。蓋し法律を以て或る一階級の爲に公然不法行爲を是認するは階級立法の甚しいもので、ハウルスベリイ卿がこの法律を以て古今未曾有の亂暴な法律であると評したのは敢て誇張の言では無い。その結果労働爭議は激増すると共に益す悪化し労働組合内部に於ける紀律も紊れ、同盟罷工實行の手續も壞れ、組合幹部の威信は衰へて平組合員は自選ショップ・ステュワードを戴きて暴民

氣質を發揮するに至つた。故にハアンシャウ教授は評して『労働爭議法は産業民主制に致命の打撃を與へ少數革命主義者をして労働組合を左右せしむるに至つた。故にサンヂカリズムと無政府主義との大憲章である』と云ふて居る。

ウエップ夫妻も労働爭議法の成立を叙して労働組合に特權を與へたことは賃銀労働者ならぬものの多數の憤懣を買うた所以で、労働組合の同情者の内にも議會を強いてかゝる法律を制定せしめたことは結局労働運動の利益ではあるまい、寧ろ労働組合も他の法人と對等の義務を負ふ方が得策ではあるまいかと論ずるものがあつた。それで法律家は間もなく復讐を企てたがそれがオスボン事件である。と云ふてこの事件に就て詳細の説明を加へて居る。オスボン事件と云ふのは併し簡單な事件で一九〇四年に鐵道従業者聯合組合は組合員に對して労働黨の維持費離出を命じた。ウォルサムストオ支部では組合員の多數は自由黨であつたので離出を拒絶して命令の不法なることを説いた。それで聯合組合では離出を拒絶するものは之を組合より除名し且既往の離金を沒收す可しとて威嚇を加へた。そこで一九〇八年に訴訟となつて一九一〇年にウォルサムストオ支部

の勝訴となつたが、聯合組合が敗訴を遺憾に思ひ支部を閉鎖し、書記オスボオン氏を放逐し、氏の醜金等を沒收したので再び訴訟となり翌年聯合組合は復び敗訴して氏に對して損害賠償を爲すに至つた。事件はしかく簡單であるかウエップ夫妻は大審院が法人たるものは法律に由て許されたる以外のことに干與することは出来ない、代議士の選舉費并に俸酬支拂のことは一八七六年の勞働組合法に規定して無いから勞働組合は政費の醜出を組合員に強うることは出来無いとの理由で最後の判決を下したのを不當として詳論して居る。今一々之を紹介することは紙面が許さ無いから之れに駁論も加へやうとも思は無い。而して事實に於てオスボオン事件に對する判決から起つた勞働組合の不便は一九一一年から英國の代議士に四百磅の歳費を給與して除かれ更に一九一三年の勞働組合法で勞働組合は定款のうちに適法なる目的でさへあれば何事をも列記し得るやうになつた。勞働組合の立場から見れば益す權限が擴張せられたので結構であらうが、國家の立場から見れば國家内に特權の廣くして且大きな團體を成立せしめたもので、決して喜ぶ可きことでは無い。一九〇六年一九一三年の勞働組合法は勞働組

合をして國家内の一國家たらしめんとする第一歩であると云ふても可い。

世界大戰の眞最中に英國の勞働組合が國難を利用して階級的利益を増進したことは屈指に勝え無い。一九一五年八月南部ウエールズ坑夫の同盟罷業、一九一六年三月クライド造兵工の同盟罷業、一九一六年八月鐵道同盟罷業の計畫、一九一七年五月機關手の同盟罷工の如き殊にその甚しいものであるが併し別に例外の現象では無かつた。かくて結局勞働組合大會の決議を以て對外政策を左右せんとするに至つた。而してコオル氏は生産者の勞働組合を以て消費者の國家に對立す可きものと説くに至つた。ラフスキイ氏は『主權問題の研究』に於て『社會の歴史は國難に方ては國家は強制力を有して居ると云ふ説を粉碎して餘す所が無い、南部ウエールズの坑夫は如何であつたか』と云ふてある。成程氏は純然たる客觀的討究をのみ行ふ科學者であらう、目的論の見地から國家を理解し得ぬのであらう。それでは殺人強盜にも相當の理屈があると云ふのと五十歩百歩の差で、かゝる國家の病的現象を拘へて主權の絶對性を否認するのは抑も國家研究の取材に於て一步を過つたものであらう。隨てラフスキイ氏はコオル氏の勞働組合と國家とを對等の

ものと認むるの説にも賛成して居るが前にも述べたやうに一九〇六年の労働組合法が既に無政府主義の原則に譲歩したものとしたりすれば英國の労働組合の現狀から國家の多元性を演繹するのは馬鹿げた議論であると云ふの外は無い。

### 三

ラフスキイ氏は國家と政府とを混同して居る。是は英國の思想家には得て免ぬかぬ態度で、氏の佛國流の國家主義に對する攻撃には自分も共鳴する。又ダイシイ教授の佛獨行政法の非難を根柢から打破して居る、英國に於ても行政官は人民から起訴されて責任を負ふが如きことは無いと云ふ議論には自分も大に啓發された。兎に角ラフスキイ氏は文體からして抑も新機軸を出して居る程その所論にも活氣が満ちて居るが社會が多元的であるから逆國家が多元的であると云ふのは輕率な論斷である。勿論國家と社會とは二にして一、一にして二と云ふ關係で、統言すれば同一國家であり折言した時國家と社會とである。乍併國家の法律に權威のあるのは社會が之を是認するからと云ふ社會は即ち國家で、その場合には社會も亦一元的である。但し折言した場合の社會の多元的と見らるゝことは勿論

であるが、併し社會に主權が二個以上あると云ふが如きは主權の用語例からして自分の取らざる所である。主權は國家の特徴であつて社會に存するものではない。ラアスキイ氏も『國家は何等かの形式で飽くまで共通利益を保護せねばならぬ』。而して是が爲には或る程度の權力を所有せねばならぬ』と云ふてゐる。この權力が即ち主權でポオダンの云へるが如く單一性絶對性をその特徴として居るのである。